

奥古閑保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、奥古閑保育園（以下「本園」という。）が利用者に説明すべき内容は、次のとおりです。



1. 施設の目的及び運営の方針

○運営主体

名 称	社会福祉法人天明福祉会
所 在 地	熊本県熊本市南区奥古閑町 1562-2
電 話 番 号	096-223-2613
代 表 者 氏 名	理事長 吉村讓二
定款の目的に定め た事業	(1) 第2種社会福祉事業 (イ) 保育所の経営

○施設の概要

施 設 種 類	保育所
施 設 名 称	奥古閑保育園
施 設 所 在 地	熊本県熊本市南区奥古閑町 1562-2
連 絡 先	TEL 096-223-2613 FAX 096-223-2620
園 長 氏 名	山中 小枝
対 象 児 童	生後2ヵ月～小学校就学前の児童
利 用 定 員	3号認定こども 20名 2号認定こども 25名
開 設 年 月 日	昭和30年2月1日
取 扱 保 育 事 業	延長保育・障がい児保育・一時預かり（自主事業）

○事業の目的・運営方針

本園は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とするお子様の保育を行い、その健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とし、次に掲げる運営方針に基づき、教育・保育を提供します。

- ・ 本園は、乳幼児がその生活の大半を過ごすところであるという視点に立って、家庭や地域社会と十分な連携をとって、情緒の安定した生活の場を与えるとともに、より人間的な発達を図ります。

- ・ 本園は、すべての職員の配慮により、お子様が毎日楽しく遊び、安定して過ごし、保護者の方が安心して預けられる保育園をめざします。
- ・ 本園は、それぞれのお子様の発達課題を的確に把握し、保育においては養護と教育を一体的に行い、生活や遊びを意欲的にできるように適切に援助し、また人権の尊重を考慮します。
- ・ 本園は、条例が定める職員や設備の基準その他関係法令等を遵守します。

2、提供する教育・保育の内容



本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程にそって、お子様の発達に必要な保育その他の便宜の提供を行います。

○特定教育・保育

《特色》

- ・ 縦割保育・・・年齢の違う友だちと遊びを通して仲間との関係を育み、小さいこどもの世話をしながら思いやりの心を育みます。
- ・ 体育教室・・・月に2回外部講師の指導のもと、年長児・年中児の年齢に応じた運動能力の増進と、思考力や身体感覚を伴う多様な経験を通して協調性を養います。
- ・ おにぎりデー・・・毎月2回実施します。
- ・ 小学校連携・・・就学に向けて小学校との交流、職員同士の意見交換や情報共有、相互理解など、小学校との積極的な連携を図ります。

《保育形態》

★0歳児たまご組・1歳児ひよこ組・2歳児はと組・デイリープログラム

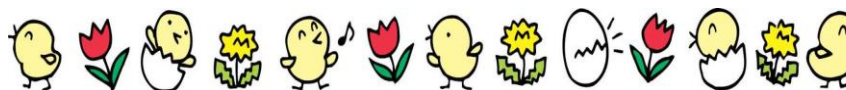
7:00 9:30 11:00 12:00 15:00 16:00 18:00~18:30

順次登園	おやつ 活動 片づけ 自由遊び	排泄 手洗い 食事	排泄 着脱 午睡	おやつ	順次降園 排泄 自由遊び	延長保育
------	--------------------------	-----------------	----------------	-----	--------------------	------

★3歳児すみれ組・4歳児もも組・5歳児さくら組・デイリープログラム

7:00 9:30 11:20 13:00 15:00 16:00 18:00~18:30

順次登園	活動 片づけ 自由遊び	排泄 手洗い 食事	排泄 着脱 午睡	おやつ	順次降園 排泄 自由遊び	延長保育
------	-------------------	-----------------	----------------	-----	--------------------	------



★年間行事予定

月	行 事	内 容
4	入園・進級式 内科検診 幼年消防結成式（年長児）	入園、進級を祝います 三隅医院より健診を受けます 消防署からの結成式に臨みます
5	芋植え会 小学校運動会 園外保育	異年齢と芋植えを楽しみます 年長、年中児が楽しく参加します 春の自然に触れ、園外保育を楽しみます
6	歯科検診	ささはら歯科より健診を受けます
7	夕涼み会 プール開き	地域の方々と夕涼み会を楽しみます 水に慣れプール遊びを楽しみます
8	人形劇観劇会 プール納め	小学生と一緒に人形劇を観劇します 水遊びの締めくくりをします
9	なかよし運動会	友だちや地域の方と運動会を楽しみます
10	内科検診 星を観る会 親子遠足	三隅医院より健診を受けます 秋の夜空を見て楽しみます 友だちや保育士、親子で交流を楽しみます
11	芋ほり会	異年齢と芋ほりを楽しみます
12	餅つき なかよし発表会 クリスマス会	楽しんで餅つきをします お子様の成長を見ていただきます クリスマス会を皆で盛り上げ楽しみます
1	正月あそび月間 個人面談（年長児） お店屋さんごっこ	正月あそび、伝承あそびを楽しみます 就学前のお子様の様子などお話しします 手作りを楽しみ、お店屋さんごっこをします
2	節分豆まき 保育参観	冬から春の季節の変わりを知ります 園でのお子様の様子を公開します
3	ひな祭り会 幼年消防修了式（年長児） お別れ遠足 お別れ会 卒園式 修了式	お子様の健やかな成長を祝います 幼年消防隊員の修了式に参加します お別れ遠足を楽しみます（こどものみ） 年長児の卒園を皆で祝います 門出のお祝いをします 本年度の保育を修了します

※毎月 1 回避難訓練・交通訓練・誕生会・身体測定があります

※外部講師による体育教室を毎月 2 回行っています

○食事の提供

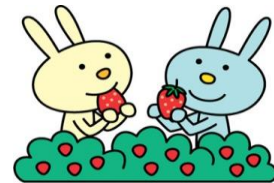
- ・献立表は毎月別途お知らせします。
- ・食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば必ず事前にご相談ください。

《提供時間》

年 齢	提供日	午前間食	昼 食	午後間食
0 歳児	月～土曜日	9 時 20 分頃	11 時 15 分頃	15 時 00 分頃
1 歳児	月～土曜日	9 時 20 分頃	11 時 20 分頃	15 時 00 分頃
2 歳児	月～土曜日	9 時 20 分頃	11 時 20 分頃	15 時 00 分頃
3 歳以上児	月～土曜日		11 時 30 分頃	15 時 00 分頃

○延長保育

- ・通常利用時間外の延長保育を実施しています。
- ※利用時間及び利用料は 6 ページをご覧ください。



《施設及び設備》

- ・敷地及び園舎

敷地	敷地全体	1599,08 m ²
	園庭	826,2 m ² 他に、ふれあい公園を屋外における保育活動の場として使用しています
園舎	構造	木造 1 階建
	延床面積	986,12 m ²

- ・主な設備

設 備	部 屋 数	面 積	備 考
乳児室	1 室	42,12 m ²	たまご・ひよこ組
調乳室	1 室	3,24 m ²	〃
沐浴室	1 室	6,48 m ²	〃
保育室	4 室	46,64 m ²	はと・すみれ・もも・さくら組
遊戯室	1 室	50,58 m ²	もも・さくら組兼用
医務室	1 室	4,95 m ²	
事務室	1 室	25,83 m ²	
調理室	1 室	29,16 m ²	
絵本室	1 室	29,2 m ²	一時預かり室
職員休憩室	1 室	9,23 m ²	
トイレ	男 4、女 4、大人 1	21,6 m ²	

3、職員について



○職種、職位、員数及び職務の内容

職 種	常勤	非常勤	職 務 の 内 容
園長	1名		保育・教育の質の向上及び職員の質の向上に取り組むとともに、職員の業務管理、指導監督を行います
主任保育士	1名		園長を補佐するとともに、保育計画の立案や保育内容について他の保育士の指導、統括します
副主任保育士	1名		園長及び主任保育士を補佐し、保育士その他職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行います
専門リーダー	数名		複数の専門分野に係る見識に基づいて園児の保育を実施します
職務リーダー	数名	数名	特定の分野に係る見識に基づいて園児の保育を実施します
保育士	1名	3名	与えられた範囲内の職務をつかさどります
調理員	1名	1名	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行います

※職員数は変動する場合がありますが、市が条例で定める教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

※常勤、非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

○嘱託医の員数及び職務の内容

嘱託医（内科）	1名	本園のこどもの心身の健康管理を行うとともに、定期健診、職員及び保護者の相談・指導を行います
嘱託医（歯科）	1名	

4、教育・保育を行う日・時間



○通常利用時間

利用区分	利用時間	休 業 日
2号認定 (標準時間)	月～土曜日 7:00～18:00	・日曜日 ・年末年始（12月29日～1月3日）
2号認定 (短時間)	月～土曜日 7:00～18:00	・祝日（国民祝日に関する法律に規定する日）

3号認定 (標準時間)	月～土曜日 7:00～18:00	・ 上記に同じ
3号認定 (短時間)	月～土曜日 7:00～18:00	

※2号・3号認定こどもに実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、本園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

※非常災害その他急迫の事情がある時は、臨時に休園日とする場合があります。

○延長保育事業

利用区分	利用時間	利用時間外料金
保育標準時間	7時00分～18時30分まで	300円（30分毎）
保育短時間	8時30分～16時30分まで	300円（30分毎）

※時間の基準は、ICTカード上に設置しているソーラー電波時計を基準とします。

○一時預かり事業

利用区分	利用時間	利用料
半日利用	9時00分～12時30分	1000円（1回あたり） ※兄弟・姉妹は半額
	12時30分～16時00分	1000円（1回あたり） ※上記に同じ
1日利用	9時00分～16時00分	2000円（1回あたり） ※上記に同じ

5、保育料等



○利用者負担（基本保育料）

- ・ 毎月の基本保育料は以下の通りとします。
 - ・ 金額 居住地の市町村が収入に応じて定める額
 - ・ 支払方法 口座振替（可能な限り口座振替の手続きをお願いします）
 - ・ 口座振替日 毎月末日

○実費徴収額について

- ・ 上記の他、園児服・体操服・靴・遊び着・カラー帽子・個人用の保育用品などの費用がかかることがあります。

6、利用定員



○年齢別利用定員

利用区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号認定				10名	5名	10名	25名
3号認定	3名	7名	10名				20名

7、利用の開始及び終了に関する事項

○入園

本園を利用するにあたっては次の手続きが必要です。

- ・「熊本市施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼事業所新規入所申込書（児童台帳）」に必要事項を記載し、就労証明書、又は保育を必要とする利用書類（診断書等）を添付のうえ、熊本市が定める期限までに本園に提出してください。
- ・保育の必要性が認定された方には、熊本市より「支給認定書証」が交付されます。その後お申込み状況等をふまえて熊本市が利用調整を行い、入園が決定します。そのため、状況によっては入園できない場合もあります。

○退園・転園・休園

- ・退園を希望する場合は、退園日の3週間前までに、退園届を提出してください。
- ・転園が決定した場合は、すみやかに退園届を提出してください。
- ・市外に転出する場合は、事前に職員へお伝えください。
- ・休園に際しては、原則熊本市が定める期間（およそ1ヶ月程度）までとし、事前の届出が必要です。無届で欠席が続く場合、退園していただくこととなります。
- ・お申込み内容の変更があった場合（転居、離婚等）は、すみやかに変更届を提出してください。
- ・園児が特定の感染症等に感染した場合には、感染症対応マニュアル及び主治医の指示等により、本園において登園時期を検討します。なお、回復後の再登園の際には通園許可書の提出が必要となります。



○利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- ・園児が小学校就学の始期に達したとき。
- ・園児の保護者が、市町村が定める支給要件に該当しなくなったとき。
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

8、緊急時の対応及び非常災害対策



○緊急時の対応

管轄警察署	熊本南警察署
病院等	最寄りの医療機関又は救急医療機関
対応方法	園児に健康状態の急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに園児の家族に連絡をします。
一斉連絡方法	各クラスで緊急連絡表をもとに電話連絡を行います。
本園の対策	AED 設置、防犯灯、110 番通報システム設置、事故防止に関する職員研修及び園内遊具点検の実施を行っています。

○非常災害対策

消防計画	熊本西消防署 平成年月日届出	
	防火管理者	山中 小枝
避難訓練	火災を想定した避難訓練を毎月実施します。	
避難場所	第1 避難場所	正門扉前
	第2 避難場所	駐車場敷地内
防災設備	自動火災報知機・誘導灯・消火器	
園児引き渡し	上記の避難場所の、より安全な場所で職員が行います。	

9、要望・相談・苦情等の受付

本園では、要望・相談・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

本園ご利用 相談窓口 * 投函箱も設置しています。	・受付担当者：主任保育士 藤田 由紀子
	・解決責任者：園長 山中 小枝
第三者委員	・ご利用時間：8時30分～17時30分まで（月～金）
	・電話：096-223-2613 FAX：096-223-2620
第三者委員	* 担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。
	・福祉会監事：甲斐 隆弘氏 電話：096-223-1263
第三者委員	・前 園長：帖佐 智子氏 電話：090-5945-6576

○保育園利用者の皆様へ

本園では、法改正の趣旨に沿って、利用者の皆様と本園とのコミュニケーションの活性化を目指してよりよい保育園づくりを進めてまいりたいと考えております。お気づきのことがありましたら積極的に保育園に対してご要望くださいますようお願い致します。

○目的

- ・要望等の適切な対応により、利用者の理解を高めることを目的としています。
- ・利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が保育サービスを適切に利用できるよう支援することを目的とします。

○申し出

- ・要望等は、直接保育園の受付担当者に申し出てください。
- ・解決責任者である園長に直接申し出ることもできます。
- ・本園でお願いしている第三者委員へ直接申し出ることもできます。

○解決の記録と報告

- ・受け付けた要望等は、受付担当者から解決責任者である園長、関係職員へ回覧し、円滑円満な解決に努めます。
- ・第三者委員への報告を原則としますが、申し出の方で第三者委員への報告を拒否される場合は、報告はしません。但し匿名の手紙、電話等による要望等は、すべて第三者委員へ報告します。

○解決の公示

- ・個人情報に関するものや申込者が拒否した場合を除いて、要望等の解決については園だより等で公表し本園の改善に努めます。



10、利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

保険の種類	保育園総合保険
保険の内容	園児等傷害保険・主催行事参加者傷害保険 保育園賠償責任保険
保険の金額	104,000 円（年間）

11、守秘義務及び個人情報の取扱いについて

園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、入学先の小学校へ児童要録を記入送付し情報を共有します。
- ・ 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。
- ・ 他の保育所等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行います。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行います。

12、提携する医療機関等

種 類	嘱託医（内科）	嘱託医（歯科）
病 院 名	三隅医院	ささはら歯科
所 在 地	熊本市南区川尻 4-7-33	熊本市南区奥古閑町 594-2
院 長 名	三隅 一彦 医師	篠原 佐和 医師
電 話	096-357-9446	096-223-2148

※この他、職員及び保護者への相談・指導を行っています。



13、園からのお願い



本園の利用にあたっては、以下の事項にご協力ください。

*29年度より園児の登降園チェックをカード化させていただきます。

時間帯によって込み合うことがあるかと思いますがご了解ください。詳しいことは後日お便りにてお知らせします。(5月頃から実施予定です)

*不審者対策の為、開所(午前7時)までは施錠させていただきます。

*送迎の際は、門を必ず閉めていただきますようお願いいたします。

*事故防止の為、駐車場での立ち話やお子様の手放しはお止めください。また、お子様を乗せたまま、車を離れることもお止めください。

*お迎え時、またはその後に園庭でお子様を遊ばせることは禁止します。

*本園での投棄は、誤飲・事故防止の為行っておりません。

*登園、降園の際は必ず職員にお声掛け下さい。また、お子様の体調等に変化がみられる場合など、普段と違う場合は必ずお知らせください。

*給食仕込みの関係上、9時15分までには登園してください。遅くなられる場合は、電話連絡をお願いいたします。

*本園は、「遅刻・早退」という概念にはとらわれておりません。ただし、「行事等で〇時までには登園してください。」とお願いすることがあります。その際はご協力をお願いいたします。

*昼食までお子様のエネルギーを保持するため、朝ごはんをしっかり食べさせてから登園してください。

*毎月の園便り、給食便り、クラス便りをよくお読みください。また、配布する文書もよくお読みください。

*個人情報保護の為、園内の行事等の写真や動画を外部(SNS等)に公開しないでください。

*食物アレルギーに関しましては、市の指導により必ず医師の診断のもとでの食事提供となります。所定の「保育所等生活管理指導表」を園に提出いたします。手続きをとられない場合は、園でのアレルギー食の提供ができませんのでご注意ください。





奥古閑保育園 保育のしおり

○楽しい園生活を送るために

- ・ご家庭を離れて保育園での生活が始まります。園生活に慣れるには、ご家庭の協力が一番大切です。園での楽しい生活ができますよう下記のことにご協力をお願いします。

1、送迎について

- ・9時15分までには登園しましょう。(給食仕込みの関係があります)
- ・欠席の場合は、早めに連絡をください。
- ・登園時には、必ず職員に声をかけてお子様をお預けください。
- ・お迎えがいつもより遅くなる時は、連絡をください。
- ・御父母、またはいつも送迎される方以外のお迎えの際は、事前にお知らせください。確認できない場合は、お子様をお返しできない場合があります。
- ・仕事の都合で延長保育を希望される方は、担任までお知らせください。
- ・登園時は、食べ物やおもちゃなどは持ってこないようにしてください。

2、安全について

- ・交通、火災、水難等の事故や災害については、毎月1回災害訓練を実施し指導しています。
- ・警察直通の非常通報装置を設置し、危機管理に備えています。

3、事故防止について

- ・事故防止に対する知識とそれらを確実に実施することで大部分は防止することが可能です。しかし、事故が発生した場合には、敏速な対応ができるように共通理解をもち、普段から対応ができるように努めます。
- ・事故発生時には、発生時刻、発生状況や応急手当の有無、その内容等を時間、経過を追って記録にとる。また、保護者が医療機関に同行しなかった場合は、受診先の医療機関名、怪我の程度の説明や処置内容、帰宅後の処置の必要性の有無とその方法、薬の有無と飲ませ方、次回受診の必要性の有無と日時を報告します。
- ・非常事態(心拍停止状態)に備えて、AED自動体外式除細動器を園内に設置、職員一人ひとりが敏速に対応できるように努めます。

4、安全管理・危機管理について

- ・いつ、どこで何があるかわからない社会で避けられない事件、事故に対して危機管理意識を持つことを求められています。命を預かり、その成長を見守る保育がいかにして、あらゆる危険から子ども達を守るという積極的な危機対応が、きわめて重要な責務であることを全職員が認識するとともに、園としてできることを全園児、その保護者に対して誠実に対応します。

5、健康管理について

- ・伝染病にかかったり、その疑いがある場合は、医師の許可が出るまで休園させてください。また下痢のひどい時も登園を見合わせてください。
- ・特異体質のお子様は、入園の際必ずお知らせください。(アレルギー・てんかん・ひきつけ等)
- ・保育園は集団生活です。特に清潔面に気を配りましょう。
- ・連絡帳には、かかりつけの病院と保険証番号、緊急連絡先をご記入ください。
- ・内科健診(4月・10月)、歯科健診(6月)、歯科衛生士による歯みがき指導、検尿、蟯虫検査を行います。
- ・健康診断等の結果を記録して保育に活かし、またご家庭にも連絡します。

6、生活習慣について

- ・洗面、歯みがき、排泄は登園前に済ませ、朝食は必ず食べさせてください。
- ・服装は、お子様が着脱しやすく汚れてもよいものを着用させてください。
- ・衣服は毎日洗濯をして清潔なものと取り換えましょう。
- ・吊りズボン、フード付きや細かいボタンが多いものは避けてください。
- ・靴は履きなれたものでお願いします。サンダルは足のけが以外はご遠慮ください。



7、園生活について

- ・持ち物には必ず記名をお願いします。(服・靴下・傘・弁当箱・オムツ・靴等)
- ・水筒は毎日清潔を心掛け、お湯またはお茶を入れて持たせてください。
- ・着替えは、3歳児以上のお子様は1組、0~2歳児のお子様は3組以上を毎日確認してお持ちください。
- ・汚れ物入れビニール袋となかよしバッグを毎日持たせてください。



8、絵本について

- ・本年度は、1000冊以上ある園文庫の絵本を親子で読んでいただくために、毎週木曜日に貸し出し、翌週月曜日に返却というシステムを取り入れます。
- ・絵本袋は、園で保管させていただきますのでお忘れなくお持ちください。

- ・お昼寝前後に、各担任が子ども達に貸し出しを行います。
- ・返却日（月曜日）に返却がない場合、また、汚したり、破ったり、落書きをした場合は次回貸し出しできません。
- ・紛失された場合は、弁償していただくことがあります。
- ・みんなが読む絵本です、大切に扱ってください。

9、地域子育て支援について

- ・天明福祉会5ヶ園と児童民生委員が一体になり、お互いが協力し合って地域全体で育児支援をしております。どうぞお気軽にご相談ください。
- ・毎月第3火曜日に未就園児と保護者の方に、園開放と育児相談をしております。保育園を利用しているお子様のみならず、地域すべての子育ても視野に入れた子育て支援に取り組んでいます。



10、保育園給食の目的

本園の給食は、保育の重要な一部分であり、乳幼児期の健全な発育健康の維持・増進に必要な食物を供給する目的があります。また、給食を通して望ましい食習慣を身につけさせる中で、おいしい・楽しいという情緒的機能や食べ物を大切にする心を育てる等の教育的機能もあります。そして、保育園給食がひいては家族や地域社会の栄養改善の役割を果たすなど、重要な意義をもっています。

「食を通じ子どもの健全育成を図る」という目標のもとに、現在を生き活きと生き健康な生活を送る基本として食を営む力を育てていきたいと思えます。

11、食育を通し子どもの健全育成をはかる

- ・お子様が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食や調理する人への感謝の気持ちを育てます。
- ・体調不良、食物アレルギー、障がいのあるお子様など一人ひとりの心身状態等に応じ、嘱託医や市の管理栄養士の指示や協力のもとに適切に対応します。
- ・全職員が連携・協力して食育の推進にあたりますが、お子様の健康状態、発育、発達状態、栄養状態、食生活の状況を見ながら、専門性を活かして献立の作成、食材料の選定、調理方法、摂取の方法、摂取量の指導にあたります。また、必要に応じて医療機関、専門職の指導・支持を受けます。
- ・本園は、給食を通して「楽しく食べる子ども」になるように、調理方法や盛り付けに工夫しながら給食を作っています。
- ・本園では、給食献立表を作成しています。お子様とご家庭との食を通してコミュニケーションに役立てて頂きたいと思えます。

乳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の状態に応じたミルク、離乳食を提供します。 ・ 離乳食の進み具合には個人差があるので、家庭で食べた事がある食材と形状の確認をしながら園で対応します。
3歳未満児 (1~2歳児)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午前おやつ・昼食・午後おやつの3回です。 ・ 昼食は主食(ご飯)を含めた完全給食です。
3歳以上児	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼食・午後のおやつの2回です。 ・ 昼食の主食(ご飯)は家庭から持参となります。 ・ ご飯の量 3歳児 - 105g 4歳児 - 110g 5歳児 - 120g ＊ 体格、活動量を考慮して変更します。

- ・ 本園の給食では、一日の43% (以上児)、50% (未満児) の栄養量を摂取します。残りは家庭できちんとバランスのとれた食事を摂ることが大切になります。
- ・ 毎月献立予定表、食育だよりを配布しています。熊本市の献立表を参考にし、メニューを考えます。
- ・ 毎月の誕生会、行事に応じて特別献立の行事食があり、保育園の生活を豊かにしてくれます。
- ・ 誕生会の日、主食のご飯はいりません。
- ・ 毎月第2・第4木曜日は、おにぎりデーです。ご家庭より愛情いっぱいのおにぎりを作りをお願いします。

12、小学校との連携

小学校との連携は、お子様の生活や発達が保育園で終わるのではなく、小学校へ入ってからも続いていくということで行っています。

お子様の今までの園の姿を小学校へ伝えていくことが一人ひとりの発達の育ちを保障することになります。園の生活が小学校へと繋がるためには、園と小学校が理解しあい学校訪問・園訪問などお子様の相互の交流を図ります。

13、特別活動事業

保育園が地域に最も密着した保育の専門施設として、地域に貢献するという観点から、保育園入所児童のみならず、地域住民の福祉向上のために努めます。

○異年齢児交流

- ・ 未就園児や小学生、中学生との交流を楽しみます。

○障がい児保育

- ・ 障がいをかかえるお子様の園生活が無理なく送れるようにサポートします。



13、医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症

病名	感染しやすい時期	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	<ul style="list-style-type: none"> ・抗菌薬内服後24～48時間経過していること ・登園前24時間38℃を超える発熱がない。 ・登園当日は体温は37.5℃以下で活気があり食事もとれ、機嫌が良い事 ・発しんがある場合は消失してから
マイコプラズマ感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱や連続した咳がなく、喘鳴(ゼーゼー、ヒューヒュー)やつらそうな呼吸もないこと
手足口病	手足や口腔内に水疱、潰瘍が発症した数日間	<ul style="list-style-type: none"> ・解熱し手・足・口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	発しん出現前の1週間	<ul style="list-style-type: none"> ・熱がなく、機嫌がよく活気があり、普段の食事がとれていること
感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス 嘔吐下痢症等を含む)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	<ul style="list-style-type: none"> ・登園前24時間嘔吐がない。また登園当日、普段の食事がとれている、顔色がよいこと ・登園前24時間水様下痢がなく、また腹痛がないこと、普段の食事がとれていること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	<ul style="list-style-type: none"> ・連続した咳がなく喘鳴(ゼーゼー、ヒューヒュー)やつらそうな呼吸もないこと呼吸の数も多くなく楽な呼吸をしていること ・熱がなく、機嫌がよく活気があり、普段の食事がとれていること
ヒトメタニューモウイルス感染症	クループ症候群(ケンケン咳)	
突発性発疹		<ul style="list-style-type: none"> ・解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと

アデノウィルス感染症		・解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
頭じらみ	成虫がいるとき	・医師の診察を受け、1回は駆除をうけてから

※以上は、あくまでも目安であり診断した医師の判断が優先されます。必ず医師の診断のもとに、記入をお願いします。

※場合によっては、医師に確認をとることもありますのでご了承ください。

※この他に、状態が気になる皮膚疾患（とびひ、水いぼ等）、胃腸炎においても提出をお願いする場合があります。

★今年度より医師の診断を受けた後、保護者が記入する登園届があります。感染症が完治した後には、必ず記入して園に提出をお願いします。

★病気、けが等で医師が登園可能と判断された場合は、医師に意見書を書いていただき園に提出をお願いします。

<メモ>

